

徳島県個人情報保護審査会答申第100号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年11月16日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県が（H○.○.○日）に協議した内容に関するH○.○月○日に回答した書類（（復命書）1. A地点に対する回答，2. 県道が浸かる原因）農業基盤課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年11月29日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、実施機関では作成しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年12月1日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年12月20日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県がH○年○月○日に回答した「A地点・住民が避難する時間を稼ぐ為に、○年度予算で検討する。」と回答した時に、書類を出す約束したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の

理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報とは、平成〇年〇月〇日に実施機関が県庁の情報公開個人情報総合窓口（以下「県庁総合窓口」という。）で対応した内容を記載した文書と特定した。

平成〇年〇月〇日、南部総合県民局阿南庁舎において、県の関係部局と審査請求人を含む〇〇自主防災会と〇〇海岸（〇〇地区）北端の無堤部分（以下「A地点」という。）の築堤及び台風〇号による県道の冠水（以下「県道の冠水」という。）の原因について協議を行ったが、堤防の管理を行っている実施機関が出席していなかったため、明確な回答ができていなかった。

その後、審査請求人は、実施機関に対し、何度も、A地点の築堤及び県道の冠水の原因について説明を求めてきており、その都度、A地点の築堤については、堤防がないのは事実であり、平成〇年度の予算で設計を進めていくこと、県道の冠水の原因については、台風の影響以外の原因については言及できないことを説明してきた。

そのうちの1回である平成〇年〇月〇日に審査請求人は、実施機関に対し、A地点の築堤及び県道の冠水の原因についての回答を求め、A地点の築堤については、今後検討すると回答したが、書類を提出するとは約束しておらず、また、県道の冠水の原因についても台風の影響以外の原因については言及できないと回答し、上司には口頭による報告を行ったことから、本件請求に係る文書は作成しておらず保有していない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る対象個人情報を保有しておらず、条例第15条第2号に該当することから、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に県庁総合窓口において、実施機関の職員が審査請求人に対応した内容を記載した文書に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に審査請求人と実施機関の担当職員が話をしているが、その内容は、審査請求人と以前から繰り返し話をしている平成〇年〇月〇日の協議内容についての回答であり、書類を提出すると約束していないことから、審査請求人に対応した内容を記載した報告書は作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体

は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ アの対応内容に新たな話はなく、以前から繰り返し話をして説明していることであり、書類の提出を約束していないことから、上司に対し、口頭の説明で足りると考え、口頭にて報告し、報告書類を作成しなかったとする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情は認められない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成しておらず、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月20日	諮問
令和元年11月22日	審議（第116回審査会）
12月26日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第117回審査会）
令和2年1月24日	審議（第118回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠藤理恵子	弁護士	
竹原大輔	弁護士	会長職務代理者
田中里佳	公認会計士，税理士	
南波浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長